

第6章 救急医療

救急告示医療機関

（令和5年12月末日現在）

圏域名	開設者	施設名	所在地	一般病床※	救急病床	当初告示年月日
大館・鹿角	厚生連	かづの厚生病院	鹿角市	197	10	H22.5.1
	独立行政法人	秋田労災病院	大館市	194	5	S60.8.16
	大館市	大館市立総合病院	大館市	375	10	S46.1.1
北秋田	北秋田市	北秋田市民病院	北秋田市	224	14	H22.4.1
能代・山本	厚生連	能代厚生医療センター	能代市	329	30	H1.10.6
	一般社団法人	能代山本医師会病院	能代市	162	11	H1.10.6
	独立行政法人	地域医療機能推進機構秋田病院	能代市	163	4	H5.6.30
秋田周辺	国立大学法人	秋田大学医学部附属病院	秋田市	577	20	S62.1.6
	地方独立行政法人	県立循環器・脳脊髄センター	秋田市	184	20	S59.9.11
	地方独立行政法人	市立秋田総合病院	秋田市	333	16	S39.6.30
	男鹿市	男鹿みなと市民病院	男鹿市	145	4	H10.7.21
	日本赤十字社	秋田赤十字病院	秋田市	480	50	H10.7.1
	厚生連	秋田厚生医療センター	秋田市	429	30	H12.7.14
	社会医療法人	中通総合病院	秋田市	450	8	S39.6.30
	医療法人	藤原記念病院	潟上市	140	2	H2.10.3
由利本荘・にかほ	厚生連	由利組合総合病院	由利本荘市	602	10	H6.11.12
	医療法人	佐藤病院	由利本荘市	137	7	S46.8.24
	社会医療法人	本荘第一病院	由利本荘市	142	6	S63.10.25
大仙・仙北	仙北市	市立角館総合病院	仙北市	170	5	S53.3.28
	厚生連	大曲厚生医療センター	大仙市	433	30	S51.4.1
	社会医療法人	大曲中通病院	大仙市	60	4	S51.3.9
横手	横手市	市立横手病院	横手市	225	5	S39.6.30
	横手市	市立大森病院	横手市	100	3	H10.8.21
	厚生連	平鹿総合病院	横手市	558	20	S39.6.30
湯沢・雄勝	厚生連	雄勝中央病院	湯沢市	362	27	S51.4.1
	羽後町	町立羽後病院	羽後町	58	5	H10.1.16
計		(26施設)		7,229	356	

開設者別	国立大学法人	1
	独立行政法人	2
	地方独立行政法人	2
	市町村	7
	日本赤十字社	1
	厚生連	7
	社会医療法人	3
	医療法人	2
	一般社団法人	1

資料番号 6-2

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

病 院

（令和5年12月末日現在）

病 院 名	院 長 名	所 在 地	電 話 番 号	病 床 数	備 考
秋田労災病院	奥山 幸一郎	大館市軽井沢字下岱 30	0186 (52) 3131	194	
大館市立総合病院	吉原 秀一	大館市豊町 3-1	0186 (42) 5370	443	災害拠点病院
大館市立扇田病院	大本 直樹	大館市比内町扇田字本道端 7-1	0186 (55) 1255	104	
かづの厚生病院	吉田 雄樹	鹿角市花輪字向畑 18 番地	0186 (23) 2111	199	災害拠点病院
大館記念病院	石母田 實	大館市御成町 3 丁目 2-3	0186 (42) 2305	98	
今井病院	今井 理子	大館市片山町 3 丁目 12-30	0186 (42) 5858	114	※精神病床のみ
鹿角中央病院	高橋 今日子	鹿角市花輪字六月田 97	0186 (23) 4131	44	
東台病院	畠山 光徳	大館市柄沢字稻荷山下 69	0186 (42) 5121	150	※精神病床のみ
大湯リハビリ温泉病院	小笠原 真澄	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱 16-2	0186 (37) 3511	109	
北秋田市民病院	神谷 彰	北秋田市下杉字上清水沢 16-29	0186 (62) 7001	320	災害拠点病院
鷹巣病院	三木 志保	北秋田市綴子字釜堤脇 12	0186 (62) 1210	144	※精神病床のみ
能代厚生医療センター	太田原 康成	能代市落合字上前田地内	0185 (52) 3111	393	災害拠点病院
独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	大塚 博徳	能代市緑町 5-22	0185 (52) 3271	163	
能代山本医師会病院	加藤 裕治郎	能代市檜山字新田沢 105-11	0185 (58) 3311	197	
能代病院	野口 幹雄	能代市大手町 4-1	0185 (52) 6331	60	
島田病院	郡司 啓文	能代市字西赤沼 14-4	0185 (52) 5363	210	※精神病床のみ
森岳温泉病院	大淵 宏道	山本郡三種町森岳字木戸沢 199	0185 (83) 5111	134	
男鹿みなと市民病院	下間 信彦	男鹿市船川港船川字海岸通り 1-8-6	0185 (23) 2221	145	
湖東厚生病院	波多野 善明	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保 98-1	018 (875) 2100	100	
杉山病院	杉山 和	潟上市昭和大久保字北野出戸道脇 41	018 (877) 6141	264	
藤原記念病院	白山 公幸	潟上市天王字上江川 47	018 (878) 3131	140	
秋田大学医学部附属病院	南谷 佳弘	秋田市広面字蓮沼 44-2	018 (834) 1111	615	災害拠点病院
秋田県立循環器・脳脊髄センター	石川 達哉	秋田市千秋久保田町 6-10	018 (833) 0115	184	災害拠点病院
秋田県立医療療育センター	澤石 由記夫	秋田市南ヶ丘 1 丁目 1-2	018 (826) 2401	100	
市立秋田総合病院	伊藤 誠司	秋田市川元松丘町 4-30	018 (823) 4171	396	災害拠点病院
秋田厚生医療センター	柴田 聡	秋田市飯島字西袋 1 丁目 1-1	018 (880) 3000	431	災害拠点病院
秋田赤十字病院	小棚木 均	秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1	018 (829) 5000	480	災害拠点病院
中通総合病院	奥山 慎	秋田市南通みその町 3-15	018 (833) 1122	450	
中通リハビリテーション病院	小貫 渉	秋田市中通 6 丁目 1-58	018 (833) 1131	220	
土崎病院	小林 匡	秋田市土崎港中央 4 丁目 4-26	018 (845) 4121	110	
秋田回生会病院	松本 康宏	秋田市牛島西 1 丁目 7-5	018 (832) 3203	397	※精神病床のみ
五十嵐記念病院	石川 浄基	秋田市土崎港中央 1 丁目 17-23	018 (845) 0251	60	
秋田緑ヶ丘病院	高橋 賢一	秋田市飯島字堀川 84	018 (845) 2161	372	※精神病床のみ
笠松病院	金山 隆夫	秋田市浜田藍ノ原 52	018 (828) 2258	187	※精神病床のみ
外旭川病院	船木 公行	秋田市外旭川字三後田 142	018 (868) 5511	241	
御野場病院	石黒 英明	秋田市御野場 2 丁目 14-1	018 (839) 6141	151	

病 院 名	院 長 名	所 在 地	電 話 番 号	病 床 数	備 考
細谷病院	細 谷 貴 美 子	秋田市南通宮田 3-10	018 (833) 3455	107	
今村病院	新 山 喜 嗣	秋田市下新城中野字琵琶沼 124-1	018 (873) 3011	223	※精神病床のみ
秋田東病院	豊 田 洋	秋田市山内字丸木橋 167-3	018 (827) 2331	140	※精神病床のみ
清和病院	藤 枝 信 夫	秋田市柳田字石神 59	018 (832) 7667	133	※精神病床のみ
小泉病院	伊 藤 正 直	秋田市中通 4 丁目 1-28	018 (833) 6371	70	
加藤病院	加 藤 倫 紀	秋田市河辺戸島上野 4 番地 3	018 (882) 3701	160	※精神病床のみ
独立行政法人 国立病院機構あきた病院	奈 良 正 之	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184 (73) 2002	340	
由利組合総合病院	軽 部 彰 宏	由利本荘市川口字家後 38	0184 (27) 1200	606	災害拠点病院
由利本荘医師会病院	海 法 恒 男	由利本荘市水林 456-4	0184 (22) 0054	100	
菅原病院	菅 原 和 彦	由利本荘市石脇字田尻 33	0184 (22) 1604	200	※精神病床のみ
本荘第一病院	鈴 木 克 彦	由利本荘市岩瀬下 110	0184 (22) 0111	142	
象潟病院	曾 我 正 人	にかほ市象潟町小滝字麻針堰 16	0184 (44) 2341	136	※精神病床のみ
佐藤病院	佐 藤 麻 美 子	由利本荘市小人町 117-3	0184 (22) 6555	137	
秋田県立リハビリテーショ ン・精神医療センター	下 村 辰 雄	大仙市協和上淀川字五百刈田 352	018 (892) 3751	300	
大曲厚生医療センター	三 浦 雅 人	大仙市大曲通町 8-65	0187 (63) 2111	437	災害拠点病院
市立角館総合病院	伊 藤 良 正	仙北市角館町岩瀬 3 番地	0187 (54) 2111	198	災害拠点病院
市立田沢湖病院	星 野 良 平	仙北市田沢湖生保内字浮世坂 17-1	0187 (43) 1131	60	
市立大曲病院	大 谷 和 生	大仙市飯田字堰東 210	0187 (63) 9100	120	※精神病床のみ
大曲中通病院	佐 藤 幸 美	大仙市大曲上栄町 6-4	0187 (63) 2131	106	
協和病院	関 根 篤	大仙市協和上淀川字五百刈田 277-1	018 (892) 2881	177	
花園病院	寺 邑 敏 彦	大仙市大曲あけぼの町 9-26	0187 (63) 3100	50	
市立横手病院	丹 羽 誠	横手市根岸町 5-31	0182 (32) 5001	229	
市立大森病院	小 野 剛	横手市大森町字菅生田 245-205	0182 (26) 2141	150	
平鹿総合病院	堀 口 聡	横手市前郷字八ツ口 3-1	0182 (32) 5121	564	災害拠点病院
横手興生病院	安 部 俊 一 郎	横手市根岸町 8-21	0182 (32) 2071	254	※精神病床のみ
町立羽後病院	鎌 田 敦 志	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道 44-5	0183 (62) 1111	113	
雄勝中央病院	小 松 田 敦	湯沢市山田字勇ヶ岡 25	0183 (73) 5000	366	災害拠点病院
佐藤病院	佐 藤 宣 夫	湯沢市字中屋敷 75	0183 (73) 3195	170	※精神病床のみ

災害拠点病院・DMAT指定病院

（令和5年12月末日現在）

病 院 名	災害拠点病院		DMAT 指定病院		所在地	圏域名
		指定日		指定日		
1 かつの厚生病院	○	H22.5.1	○	H26.1.21	鹿角市	大館・鹿角
2 大館市立総合病院	○	H8.12.26	○	H24.6.22	大館市	
3 北秋田市民病院	○	H23.10.28	○	H25.11.28	北秋田市	北秋田
4 能代厚生医療センター	○	H8.12.25	○	H23.1.14	能代市	能代・山本
5 秋田大学医学部附属病院	○	H9.1.23	○	H22.11.25	秋田市	秋田周辺
6 秋田県立循環器・脳脊髄センター	○	H24.1.24	○	H22.5.31	秋田市	
7 市立秋田総合病院	○	H30.8.20	○	H23.10.21	秋田市	
8 秋田赤十字病院	○	H8.12.26	○	H22.5.18	秋田市	
9 秋田厚生医療センター			○	H22.5.17	秋田市	
10 中通総合病院			○	H31.2.1	秋田市	
11 由利組合総合病院	○	H8.12.25	○	H22.6.23	由利本荘市	由利本荘 ・にかほ
12 市立角館総合病院	○	H8.12.24	○	H26.1.7	仙北市	大仙・仙北
13 大曲厚生医療センター	○	H8.12.25	○	H23.3.11	大仙市	
14 平鹿総合病院	○	H8.12.25	○	H22.5.12	横手市	横手
15 雄勝中央病院	○	H8.12.25	○	H22.5.17	湯沢市	湯沢・雄勝
計	13		15			

資料番号 6-4

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

医師・看護師数（県内の病院勤務）

（単位：人）

区分 圏域名	医 師 数			看 護 師 准看護師 (常勤換算)
	常 勤	非 常 勤 (常勤換算)	計	
大館・鹿角	108	36.7	144.7	812.4
北 秋 田	20	8.1	28.1	175.0
能代・山本	88	25.6	113.6	672.4
秋田周辺	880	141.1	1,021.1	3,691.9
由利本荘・にかほ	132	36.1	168.1	975.5
大仙・仙北	118	26.9	144.9	870.6
横手	136	38.1	174.1	795.7
湯沢・雄勝	38	15.3	53.3	303.0
計	1,520	327.9	1,847.9	8,296.5

（令和2年医療施設調査）

資料番号 6-5

〔県総務部 消防保安室〕

救急自動車・救急隊員（消防本部）

（令和5年4月現在）

区 分	救急自動車数			救急隊員数			
	高規格	普 通	計	専 任	兼 任	計	うち 救急救命士
鹿角広域行政組合消防本部	4		4	22	43	65	23
大館市消防本部	5		5		92	92	34
北秋田市消防本部	5		5		88	88	34
能代山本広域市町村圏組合消防本部	9		9		149	149	49
五城目町消防本部	2		2		27	27	13
湖東地区行政一部事務組合消防本部	3		3		54	54	19
男鹿地区消防一部事務組合消防本部	8		8	8	111	119	34
秋田市消防本部	12		12	44	134	178	57
由利本荘市消防本部	9		9	14	114	128	43
にかほ市消防本部	3		3	16	32	48	16
大曲仙北広域市町村圏組合消防本部	11	1	12	52	125	177	59
横手市消防本部	8		8		139	139	51
湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	7		7		107	107	28
合 計	86	1	87	156	1,215	1,371	460

※総務省消防庁統計調査系システム（救急・ウツタイン様式調査業務）

資料番号 6-6

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

血液製剤備蓄医療機関等

（令和5年12月現在）

医療機関名等	所在地	電話番号	備考
秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186	018-865-5542	災害時優先電話（総務課）
		018-824-7745	災害時優先電話（献血推進課）
		018-865-5548	災害時優先電話（品質情報課）
		018-865-5549	災害時優先電話（学術情報・供給課）

資料番号 6-7

〔県健康福祉部 医務薬事課〕

災害時等緊急医薬品等備蓄店舗一覧

（令和5年12月現在）

地区	名称	所在地	電話番号
県北	株式会社メディセオ大館支店	大館市有浦 5-3-2	0186-42-5555
	株式会社バイタルネット大館支店	大館市清水 4-4-43	0186-43-1036
	東北アルフレッサ株式会社大館支店	大館市釈迦内字街道上 3-8	0186-48-3288
	株式会社スズケン大館支店	大館市餌釣字前田 68-2	0186-44-6556
能代	株式会社メディセオ能代支店	能代市能代町字中川原 33-44	0185-54-8300
	株式会社バイタルネット能代支店	能代市落合字上悪土 208	0185-54-3273
	東邦薬品株式会社能代営業所	能代市字寿域長根 26-36	0185-55-1161
中央	株式会社メディセオ秋田支店	秋田市卸町 4-9-5	018-865-0111
	株式会社バイタルネット秋田支店	秋田市泉字登木 221-1	018-824-3473
	東北アルフレッサ株式会社秋田支店	秋田市卸町 3-4-3	018-862-6666
	株式会社マルタケ秋田支店	秋田市卸町 1-9-18	018-866-6310
	東邦薬品株式会社秋田営業所	秋田市川尻町字大川反 233-130	018-823-2366
	株式会社スズケン秋田支店	秋田市山王沼田町 6-5	018-867-8817
本庄	株式会社バイタルネット本庄支店	由利本庄市川口字堂の腰 126-6	0184-23-3494
	東邦薬品株式会社本庄営業所	由利本庄市川口字家後 20-3	0184-23-6411
県南	株式会社メディセオ横手支店	横手市杉沢字鶴谷地 270	0182-32-6313
	株式会社バイタルネット秋田県南支店	大仙市飯田字家の前 15	0187-73-7990
	東北アルフレッサ株式会社横手支店	横手市婦気大堤字平林 1-26	0182-33-5331
	東邦薬品株式会社横手営業所	横手市横手町字大関越 91-5	0182-36-3233
	株式会社スズケン横手支店	横手市八幡字八幡 79	0182-35-4687

災害医療救護活動に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県医師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく秋田県地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）及び災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）の災害時における適用にあたり、甲が行う医療救護活動の万全を期するため、災害医療救護活動に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が行う災害救助のうち、医療救護に関する救助活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙の協力等について必要な事項を定める。

- 2 甲は、防災計画に定める医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、「秋田県災害医療救護計画」（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。
- 3 災害の発生、又はその恐れがある場合の医療救護活動については、甲が定める医療救護計画に基づいて行われるものとする。
- 4 乙は、医療救護計画の策定及び医療救護活動の実施が円滑に行われるよう、甲に協力し、かつ、必要な関係機関との調整に努めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、医療救護計画に基づき、乙に対して医師及び看護婦等の医療救護活動に従事する者（以下「医療従事者」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとし、その他甲が必要があると認めた場合においても同様とする。

- 2 乙は、前項に規定する甲の要請があった場合、医療従事者の派遣又は待機等に必要な措置を講じるものとする。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に前項に規定する措置を講じた場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

この場合、甲の承認を得た乙の措置は、甲の要請に基づくものとみなす。

（医療従事者の業務）

第3条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者等に対する医療及び助産
 - (3) 医療機関への搬送の指示
 - (4) その他医療救護活動に必要な事項
- 2 医療従事者は、前項に規定する業務を遂行する上で必要な医薬品、食料品及び宿泊等の準備については、原則として自らこれを行うものとする。

（医療従事者の活動場所）

第4条 医療従事者は、甲又は市町村が設置する救護所又は避難所（以下「救護所等」という。）その他医療救護計画に基づき医療救護活動が実施される場所において、前条に規定する業務に当たるものとする。

（指揮命令等）

第5条 医療従事者に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、医療救護計画に定める災害医療対策本部がこれを行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医療救護計画に基づき医薬品及び医療用具の補給、救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講じるものとし、乙はこれに協力するものとする。

（訓 練）

第 7 条 甲は、医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を、乙と協議のうえ計画実施することとし、乙は医療従事者の訓練への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項に規定する訓練参加者に対し、訓練に使用する医療資機材等の提供に努めるとともに別に定める方法により、その参加費等を支弁するものとする。

（医療費等）

第 8 条 医療救護活動に係る医療費については、以下の取り扱いをする。

- (1) 救護所等における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。
- (2) 医療機関に転送収容された場合の医療・助産費は、医療保険の適用の例による。

（費用弁償等）

第 9 条 医療従事者に係る次の費用については、救助法及び同法施行細則（昭和 39 年 10 月 1 日秋田県規則第 38 号）の規定を適用又は準用する。

- (1) 医療従事者の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療従事者が必要に応じて使用した医薬品及び医療資機材等の費用
- (3) 医療救護活動により生じた設備等の損傷に係る費用
- (4) 医療従事者が医療救護活動又は訓練において負傷し疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (5) 前各号に該当しないもので、この協定を実施するために必要とした費用

（細 目）

第 10 条 この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める。

（協 議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日の翌日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し当事者記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 5 月 31 日

甲 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県

秋田県知事 佐々木 喜久治

乙 秋田市千秋久保田町 6 番 6 号
社団法人 秋田県医師会

会 長 藤 原 慶 之

災害医療救護活動に関する協定書細目

災害医療救護活動に関する協定書（平成8年5月31日締結。以下「協定書」という。）第10条の規定により、協定を実施するための細目を次のように定める。

（連絡調整事項）

第1条 甲及び乙は、次の事項に係る連絡調整を医療救護計画に基づいて行うものとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所に関すること。
- (3) 死亡の確認に関すること。
- (4) 患者等の搬送に関すること。
- (5) 医薬品及び医療資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 緊急連絡網の整備に関すること。
- (7) 医療救護活動に関すること。
- (8) その他指揮系統、医療確保等に関すること。

（紛争の処理）

第2条 協定書に係る医療救護活動について紛争が生じた場合は、甲及び乙は、関係者と協議を行い協力して処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、甲が損害賠償を行ったときは、甲は、医療従事者に故意又は重大な過失がない限り乙又は当該医療従事者に対して求償しないものとする。

（報告書等の提出）

第3条 乙は、協定書第2条の規定に基づき、医療従事者の派遣又は待機の要請など必要な措置を講じた場合には、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護班名簿（第1号様式）
 - (2) 医療救護活動実施報告書（第2号様式）
 - (3) 医薬品・医療資器材等使用報告書（第3号様式）
- 2 乙は、協定書第7条の規定に基づき、医療従事者を訓練に参加させた場合には、訓練参加者名簿（第4号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第7条第2項又は第9条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲に請求するものとする。

- 2 協定書第9条第1項第4号に規定する扶助金については、当該支給を受けようとする者が乙を経由して「扶助金支給申請書」（第6号様式）を甲に提出するものとする。

（費用弁償等の額）

第5条 協定書第7条第2項又は第9条第1項第1号から第3号及び第5号に規定する費用の額は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

- 2 第1項に規定する額の改定があった場合には、改定後の額に基づくものとする。

（協 議）

第6条 この協定書細目に定めのない事項又はこの協定書細目に関し疑義を生じた場合には、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第2号様式

医療救護活動実施報告書

年 月 日

災害発生場所

班 名	医療救護活動場所	医療救護班員出動数	活 動 状 況
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件
		医 師 名 看護要員 名 補助要員 名	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 取扱件数 件 搬 送 件 死体処理 件

費用弁償請求書

秋田県知事 殿

（社）秋田県医師会

会長

印

医療救護活動（医療救護活動に関する訓練）に従事（参加）した者にかかる費用弁償として、災害医療救護活動に関する協定書細則第4条第1項の規定に基づき下記の金額を請求します。

請求金額 円

従事者 医師（氏 名） 他 名

詳細は別紙のとおり

扶助金支給申請書

年 月 日

秋田県知事 殿

住 所

氏 名

印

療養（休業、障害、遺族、葬祭、打切）扶助金の支給について（申請）

次のとおり、災害時の医療救護活動に関する協定書第 9 条第 4 項の規定に基づく扶助金の支給について、関係書類を添えて申請します。

負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の住所及び氏名					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
負傷し、疾病にかかり又は死亡したときに本人と関係のあった主な親族の状況	氏 名	本人との関係	生年月日	職 業	備 考

秋田 DMAT の派遣に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と（注1）（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時等における災害派遣医療チーム秋田 DMAT（以下「DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の急性期等に、専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場へ出動し、迅速な救命措置を行うことにより、重篤な救急患者の救命率向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（指定病院の指定等）

第2条 甲は、乙を秋田 DMAT 設置運営要綱（以下、「要綱」という。）に定める秋田 DMAT 指定病院（以下「指定病院」という。）として指定するものとする。

2 甲は、乙が指定病院の指定要件を欠くこととなった場合等特別の事情が生じた場合には、乙と協議のうえ、指定病院の指定を取り消すことができる。

（出動要請等）

第3条 甲は、要綱に定める基準に基づき、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、DMAT の出動又は待機を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに DMAT を出動させるものとする。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、要綱に定める出動基準に照らし必要があると認められたときは、乙の判断により DMAT を出動させることができる。

4 乙は、前項の規定により DMAT を出動させた場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が出動させた DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（DMAT の業務）

第4条 乙が派遣する DMAT は、災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

2 DMAT の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集及び伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ並びに応急治療及び搬送等
- (3) 広域医療搬送拠点等での医療活動
- (4) 他の医療施設に対する医療支援
- (5) その他災害現場での医療救護活動に必要な措置

（指揮系統等）

第5条 DMAT は、被災した市町村等の災害対策本部等のもので活動することを基本とする。

2 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動した場合には、被災都道府県の DMAT 受入に係る体制の中で活動する。

（身分）

第6条 乙が派遣する DMAT の隊員は、派遣元である乙の職員として医療救護活動に従事する。

（輸送）

第7条 乙が派遣する DMAT の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院、災害支援病院及び災害協力医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

（費用弁償等）

第 9 条 甲の要請に基づき、乙が派遣した DMAT が救命活動を実施した場合に要する次の費用については、甲が負担するものとする。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費
- (3) DMAT の隊員が救命活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金等
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

（災害救助法が適用された場合の実費弁償）

第 10 条 甲の要請に基づき乙が派遣した DMAT が、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 23 条（救助）及び第 24 条（救助業務従事の命令）の規定による救助に関する業務に従事した場合の実費弁償については、法に定めるところによる。

（待機に係る費用）

第 11 条 DMAT 派遣のための待機に要する費用は、県からの要請の有無にかかわらず乙の負担とする。

（細目）

第 12 条 この協定を実施するために必要な細目については、甲が乙と協議のうえ別に定める。

（協議）

第 13 条 この協定に定めない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合には、甲、乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙両者に異存がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 年 日（注 2）

甲 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県□□□□□□□□
○○○○○○
○○○病院長 ○○ ○○

※ 協定締結医療機関

協定の相手方（注 1）	協定締結年月日（注 2）	協定の相手方（注 1）	協定締結年月日（注 2）
平鹿総合病院	平成 22 年 5 月 12 日	大曲厚生医療センター	平成 23 年 3 月 11 日
秋田厚生医療センター	平成 22 年 5 月 17 日	市立秋田総合病院	平成 23 年 10 月 21 日
雄勝中央病院	平成 22 年 5 月 17 日	大館市立総合病院	平成 24 年 6 月 22 日
日本赤十字社秋田県支部	平成 22 年 5 月 18 日	北秋田市民病院	平成 25 年 11 月 18 日
秋田県立循環器・脳脊髄センター	平成 22 年 5 月 31 日	市立角館総合病院	平成 26 年 1 月 7 日
由利組合総合病院	平成 22 年 6 月 23 日	かづの厚生病院	平成 26 年 1 月 21 日
秋田大学医学部附属病院	平成 22 年 11 月 25 日	中通総合病院	平成 31 年 2 月 1 日
能代厚生医療センター	平成 23 年 1 月 14 日		

秋田 DMAT 設置運営要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、地震などの自然災害及び大規模な事故等の災害時や新興感染症等のまん延時（以下「災害等」という。）に、地域において、必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守る活動を行う秋田県災害派遣医療チーム（以下「秋田 DMAT」という。）の設置並びに編成及び運営に関し、必要な事項を定める。

なお、本要綱に定めるもののほかは、日本 DMAT 活動要領（平成 18 年 4 月 7 日付け医政指発第 0407001 号厚生労働省医政局指導課長通知）に定めるところによる。

* DMAT : Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）

（指定病院）

第2条 秋田県（以下「県」という。）は、次の要件を満たす秋田県内の医療機関のうち、秋田 DMAT の設置並びに編成及び運営に関し、協力を申し出た医療機関を秋田 DMAT 指定病院（以下、「指定病院」という。）として指定する。

- (1) 医療機関として DMAT 派遣を行う意志をもつこと
- (2) 秋田 DMAT の活動に必要な人員、装備を持つこと

2 県は、指定病院と秋田 DMAT の派遣に関する協定を締結する。

（編 成）

第3条 秋田 DMAT は、指定病院の職員をもって編成する。

2 秋田 DMAT1 隊の編成は、医師 1 名、看護師 2 名、業務調整員 1 名の 4 名を基本とする。

3 前項の秋田 DMAT 隊員は、厚生労働省が実施する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学歴・技術を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者とする。

4 指定病院の長は、自施設に勤務する秋田 DMAT 隊員について、別添 1 により県に報告する。

（リーダー及び統括）

第4条 秋田 DMAT の各隊に医療活動を統括するリーダーを置く。リーダーは各指定病院の長が選任する。

2 秋田 DMAT に統括を 1 名置く。統括は、厚生労働省が実施する「統括 DMAT 研修」を修了し、厚生労働省に登録された者の中から、県が選任する。

3 統括は、複数の DMAT が派遣要請される災害等の現場において、各リーダー及び現地の DMAT 現地対策本部等との連携を図り、秋田 DMAT の医療活動全体を統括する。

4 統括は、DMAT の派遣要請及び他都道府県への派遣要請等の判断にあたって、県に対して必要な助言をする。

（発災直後の対応等）

第5条 県は、災害等による被害が発生もしくは発生が見込まれる場合には、状況に応じて EMIS を警戒もしくは災害モードに切り替える。

2 県は、災害等による被害が発生もしくは発生が見込まれる場合には、秋田 DMAT 統括等の助言を参考にし、必要に応じて、秋田県 DMAT 調整本部を立ち上げる。

3 秋田県 DMAT 調整本部は、秋田県保健医療調整本部の指揮・調整のもとに活動し、秋田県保健医療調整本部と情報共有を行う。

4 秋田県 DMAT 調整本部の立ち上げにあたっては、以下の基準を参考に検討する。

- (1) 派遣要請基準
- (2) 自動待機基準

5 隣接県が被災した場合においても、秋田 DMAT の派遣要請や患者の受け入れ要請に備え、秋田県 DMAT 調整本部を立ち上げることを検討する。

* EMIS : Emergency Medical Information System（広域災害救急医療情報システム）

（派遣要請基準）

第6条 県は、次の基準に基づき、秋田 DMAT 統括等の助言を参考にし、必要に応じて速やかに DMAT の派遣要請を行う。

- (1) 県内で震度 6 弱以上の地震又は死者数が 2 人以上 50 人未満若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害等の場合
- (2) 他の都道府県で発生した災害又は事故により、当該都道府県又は厚生労働省から秋田 DMAT の派遣要請がなされた場合
- (3) 秋田 DMAT の派遣が効果的であると認められる場合

（派遣要請）

- 第7条 県は、前条の派遣要請基準に照らし、秋田 DMAT の派遣が必要と認められるときは、指定病院の長に対して秋田 DMAT の派遣を要請する。
- 2 指定病院の長は、県から派遣要請を受けたときは、秋田 DMAT を派遣する。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、派遣しないことができる。
 - 3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、県から派遣要請を受ける前に秋田 DMAT を派遣した場合は、速やかに県に報告し、その承認を得るものとする。
 - 4 前項の規定により県が承認した秋田 DMAT の派遣は、県の要請に基づく派遣とみなす。
 - 5 指定病院の長は、秋田 DMAT を派遣したときは、派遣した秋田 DMAT の活動を把握し、必要な支援、連絡及び調整を行う。
 - 6 指定病院の長は、EMIS の情報を派遣した秋田 DMAT に伝えるとともに、秋田 DMAT から得た情報を EMIS に入力することにより、情報の共有化を図るものとする。
 - 7 秋田 DMAT は、現場での活動が終了した後、指定病院の長を通じて、医療救護活動の実施状況等を別添2により県に報告する。

（待機要請）

- 第8条 県は、災害等の発生により秋田 DMAT の派遣が必要となる可能性があるときは、指定病院の長に対し待機を要請する。
- 2 指定病院の長は、前項の待機要請を受けたときは、秋田 DMAT を待機させるものとする。ただし、病院運営に多大な支障が生じるおそれがある場合は、待機させないことができる。

（自動待機基準）

- 第9条 指定病院の長は、次の基準に該当するときは、被災の状況にかかわらず、県等からの要請を待たずに、秋田 DMAT 派遣のための待機を行う。
- (1) 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
 - (2) 東北ブロックで震度6弱の地震が発生した場合、特別警報が発出された場合
 - (3) 東北、北海道、関東の各ブロックに属する都道府県で震度6強の地震が発生した場合
 - (4) 全国で震度7の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合
- 2 前項の基準に基づく待機は、厚生労働省（DMAT 事務局を含む）が解除する。その場合、県が引き続き待機を必要と判断した場合は、県が改めて指定病院の長に対し待機を要請する。
- * 東北ブロック：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
 - * 北海道ブロック：北海道
 - * 関東ブロック：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

（活動内容）

- 第10条 秋田 DMAT は、DMAT 本部（DMAT 事務局、秋田県 DMAT 調整本部、DMAT 活動拠点本部、DMAT 参集拠点本部）、DMAT 指揮所（DMAT・SCU 指揮所、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所等）、医療機関、SCU、災害現場等において、本部活動、搬送、情報収集・共有、診療等を行う。また、現地の医療ニーズに応じて柔軟に活動する。
- 2 必要な場合には、初期の避難所、救護所、社会福祉施設での活動のサポートを考慮する。
 - * SCU：Staging Care Unit（航空搬送拠点臨時医療施設）

（活動支援）

- 第11条 県は、秋田 DMAT の派遣を要請したときは、参集場所の連絡等の DMAT 活動に必要な事項について、秋田 DMAT 及びその他関係機関と調整を行う。

（装備機材）

- 第12条 秋田 DMAT が現場に携行する医療資器材、ユニフォーム等は、指定病院が整備する。
- 2 装備機材の内容については、別添3を標準とする。

（研修等）

- 第13条 指定病院の長は、秋田 DMAT の技術の向上等を図るため、隊員の研修及び訓練の機会の確保に努める。
- 2 指定病院の長は、自施設の秋田 DMAT 隊員が以下の役割を担う環境整備に努める。
 - (1) 自施設の災害対策委員会のマネージメント
 - (2) 地域の災害医療対策委員会への関与
 - (3) 地域の災害訓練への参加
 - (4) EMIS の平時入力項目の定期的な更新 等

（費用負担）

第 14 条 県の要請に基づき、指定病院の長が派遣した秋田 DMAT の医療救護活動に要する費用は、県が負担する。

（補 償）

第 15 条 秋田 DMAT の医療救護活動に伴う事故等に対応するため、県は、隊員の傷害保険に加入する。

（協 議）

第 16 条 この要綱に定めのない事項、又はこの要綱に関し疑義が生じた事項については、県と指定病院の長が協議の上、決定する。

（日本赤十字社秋田県支部との協働）

第 17 条 日本赤十字社秋田県支部の救護班は、本要綱による秋田 DMAT と協働して活動する。

2 前項の規定による協働の内容は、県と日本赤十字社秋田県支部が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

災害時の歯科医療救護に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

（救護班に対する指揮）

第5条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（救護班に対する措置）

第7条 甲は、医薬品の補給、救護班の輸送及び通信の確保等、救護班の救護活動が円滑に実施できるような措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の決定）

第8条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び地区歯科医師会との調整）

第11条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、地区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、地区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護班の他県からの受入及び他県への派遣）

第12条 甲は、他県に救護班の派遣を要請したときは、乙に対してその旨を伝え、救護活動が円滑に実施できるよう図るものとする。

2 甲は、他県から救護班の派遣についてあつせんの求めがあった場合には、乙に対して協力を依頼することとし、乙は可能な限り、甲に協力するものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田市川尻町字大川反 170-102
一般社団法人 秋田県歯科医師会
会 長 藤原元幸

災害時の医療救護に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、災害現場救護所等に派遣するものとする。

（医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、薬剤師班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所、医薬品等の集積場所その他甲が指定する場所において救護活動を行う。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における調剤及び服薬指導
- (2) 救護所等における傷病者等の服薬情報の把握及び医師への情報提供
- (3) 救護所、医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け、管理
- (4) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導その他救護活動に必要な事項

（薬剤師班に対する指揮）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（薬剤師班に対する措置）

第7条 甲は、薬剤師班の輸送及び通信の確保等、薬剤師班の救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び薬剤師会の支部との調整）

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、乙の支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、乙の支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市千秋久保田町6番6号
一般社団法人秋田県薬剤師会
会長 大越英雄

災害時の看護医療救護に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と公益社団法人秋田県看護協会（以下「乙」という。）とは、災害時の看護医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は災害救助法（昭和22年法律第118号）及び秋田県地域防災計画に基づき、甲が行う看護医療救護活動（以下「救護活動」という。）に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（看護医療救護班の派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、秋田県地域防災計画に基づき、乙に対し看護医療救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（看護医療救護計画の策定等）

第3条 乙は、前条の規定による救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他看護医療救護の実施に関する看護医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、看護医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の看護医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、原則として、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において、救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者等に対する健康管理、健康相談、保健指導、衛生管理
- (2) 避難所における軽易な傷病者等に対する看護

（救護班に対する指揮）

第5条 救護班に対する指揮命令及び救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（衛生材料等の補給）

第6条 乙が派遣する救護班が使用する衛生材料等は、当該救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が提供するものとする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した衛生材料等使用した場合の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

（市町村及び看護協会支部との調整）

第8条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて行われる市町村救護活動が、本協定に準じ、看護協会支部等の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の救護活動が円滑に実施されるよう、看護協会支部等に対し、必要な調整を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

甲 秋田県知事 佐竹敬久

乙 秋田県秋田市千秋久保田町6-6
公益社団法人 秋田県看護協会
会 長 高島幹子

